

公安部、国家版權局の著作権侵害の違法犯罪取締りにおける連携・協力強化に関する 暫定規定

2006年3月26日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

公安部、国家版權局の著作権侵害の違法犯罪取締りにおける 連携・協力強化に関する暫定規定

(2006年3月26日発表)

第一条 公安機関と版權部門（以下双方と略称）の連携と協力を強化し、著作権侵害の違法犯罪を厳しく取り締まり、文学や芸術、科学作品の作者の著作権および関連の權益を保護し、社会主義文化と科学事業の発展と繁栄を促進するために、「中華人民共和国刑法」、「中華人民共和国著作権法」、「行政法執行機関の犯罪嫌疑案件移送の規定」および関連の法律、法規に基づいて本規定を制定する。

第二条 双方による著作権侵害の違法犯罪取締り業務の連携・協力の強化には著作権侵害嫌疑のある違法犯罪の手がかりの通報や取締り戦略の協議、著作権侵害嫌疑のある違法犯罪案件の法律による移送や受理、著作権侵害の違法犯罪取締り情報の相互への通報、著作権保護分野での宣伝や国際交流の共同実施といった事柄が含まれる。

第三条 双方の著作権侵害違法犯罪取締り業務における連携・協力は、公安機関治安管理部门と版權行政法執行部門が管理する。

第四条 公安部治安管理局、国家版權局版權管理司及び各省級、地区・市級の公安機関の治安管理部门と版權行政法執行部門は著作権侵害の違法犯罪連席會議制度を確立しなければならない。連席會議は公安機関、版權部門の著作権侵害違法案件の調査担当部門の担当者と、その他の関連職能部門の担当者から構成される。

県級の公安機関は同級の版權機関と共に著作権侵害の違法犯罪取締りの連携・協力メカニズムを確立しなければならず、また現地の实情に基づいて具体的な形式や参加機関を画定する。

版權部門が設立されていない場合、県級以上の公安機関は同級の新聞出版または文化といった著作権の行政法執行の職責を担う部門と共同で著作権侵害の違法犯罪取締りの連携・協力メカニズムを構築しなければならない。

第五条 連席會議は毎年1回開催し、公安機関の治安管理部门、版權行政の法執行部門が交代で召集し、担当側が會議の組織と準備業務を担当する。重大、緊急の状況や共同計画の必要な重要な業務が起こった場合は臨時連席會議を開催することができる。

連席會議の主な内容は連携・協力業務の状況総括、業務の措置や計画の制定、重要ケースの処理業務の研究、著作権侵害の違法犯罪取締り業務の情報交換とする。各級の連席會議で決定した関連事項は、双方の上級の主管機関に報告しなければならない。

第六条 版權部門は法執行の過程で、著作権侵害案件の重要な手がかりを発見した場合、速やかに同級の公安機関に通報しなければならない。

公安機関は業務中に発見した著作権侵害の違法案件の手がかりを、速やかに同級の版權部門に通報しなければならない。

第七条 版權部門は公安機関に案件の情報を通報する際に、下記の資料を添付しなければならない。

- (一) 案件（手がかり）通報書簡。
- (二) 犯罪嫌疑のある案件の状況の認定調査報告。
- (三) 権利侵害の複製品のサンプル資料。
- (四) 権利侵害の証明資料。
- (五) その他の関連資料。

第八条 公安機関は著作権部門に行政違法案件の手がかりを通報する際に、下記の資料を添付しなければならない。

- (一) 案件（手がかり）通報書簡。
- (二) 行政違法嫌疑のある案件の状況の認定調査報告。
- (三) 関連の証拠資料。
- (四) その他の関連資料。

第九条 公安機関は著作権部門の通報を受けてから3業務日以内に、法律によって通報の案件手がかりを審査しなければならない。また著作権部門に必要な協力の提供を要請することができる。犯罪事実が認定され刑事責任を追及すべき場合、法律によって立案を決定し、情報を通報した著作権部門に書面で通知する。状況が比較的軽微で、犯罪事実を認定しない場合は、理由を説明し、情報を通報した著作権部門に書面で通知しなければならない。

著作権部門は公安機関から違法案件の手がかりの通報を受けた日から3業務日以内に、通報された案件の手がかりについて法律により審査し、著作権侵害といった違法の事実を認定した場合、法律により立案すること決定し、手がかりを通報した公安機関に書面で通知する。著作権侵害などの違法の事実の存在が認めらなかった場合、立案せず、手がかりを通報した公安機関に書面で通知する。

第十条 著作権行政の法執行部門の著作権違法案件の調査、立案過程で、犯罪嫌疑のある案件については、国务院の「行政法執行機関の犯罪嫌疑案件移送の規定」および関連規定に基づいて公安機関に案件を移送しなければならない。行政処罰で刑事処罰を代替してはならない。

著作権行政の法執行部門の案件移送は、原則的には1件の案件を1回で移送する。もし移送の案件数が多いか、案件状況が複雑で性質が把握しづらい場合、著作権部門は公安機関と案件調整会議を開くことができる。移送を決定したものについては、著作権部門は「犯罪嫌疑案件移送書」を作成して著作権証明資料などの関連資料と共に一括して公安機関に移送しなければならない。

第十一条 公安機関、著作権部門は著作権鑑定業務を共同で強化し、また著作権鑑定機構の設立を推進し、著作権侵害の違法犯罪案件取締りに適切な法執行の保障を提供しなければならない。

第十二条 業務中に発見した重要な案件の手がかりについては、公安機関、著作権部門は臨時連席会議を開催し、必要時にはその他の法執行機関の代表の参加を招請することができる。共同で案件について協議・研究し取り締まり対策を決定し、共同で取締りを実施する。

共同取締り業務は「正確な取締り」と「全面的な取締り」を方針とし、共同作戦の方法を採用、海賊版の権利侵害複製品の生産や販売、輸送、包装といったそれぞれの段階の計画者や組織者、参加者を究明し、犯罪ネットワーク全体を壊滅させなければならない。

本条で述べる「重要な案件」とは社会に大きな被害を与え、反響が大きく、案件金額が大きく、グローバルな犯罪グループに関連、または双方が共同で取り締まるべきだと認定した案件を指す。

第十三条 著作権部門が重要な案件の手がかりの通報を受け、または法執行の現場で重要な案件をつかみ、犯罪の嫌疑があると認定した場合、速やかに公安機関に通知しなければならない。公安機関は人員を現場に派遣して共同で検討し調査する。双方が移送条件に合うと認定した場合、「行政法執行機関の犯罪嫌疑案件移送の規定」に基づいて速やかに公安機関に移送して処理しなければならない。

第十四条 公安機関の立案決定通知書の送達後 3 日以内に、著作権部門は公安機関に対して権利侵害の複製品と違法犯罪行為に使用した材料や工具、設備などの移送手続きを行わなければならない。公安機関が現場での関連物品の検査や必要な権利侵害複製品のサンプルの収集が必要な場合、著作権行政法執行部門は積極的に協力しなければならない。

第十五条 公安機関は関連行為が著作権侵害を構成するか否かという問題について著作権部門の意見を諮問する必要がある場合、同級の著作権部門に書面で認定要求を提出し、また権利侵害嫌疑の複製品のサンプルや写真、説明といった資料を添付しなければならない。著作権部門は案件状況が複雑な場合を除き、書類を受理してから 15 業務日以内に回答を行わなければならない。著作権部門の認定意見は公安機関が処理する際の参考に留まる。

重要で複雑な案件状況について、関連行為が商標権侵害を構成するか否かという問題について一級上の著作権部門の意見を諮問する必要がある場合、地方公安機関はまず状況を一級上の公安機関に報告し、一級上の公安機関が同級の著作権部門に意見を求める。

第十六条 公安機関、著作権部門は法執行過程で相互の支援と協力を強化しなければならない。また実際の必要に応じて現地の党委員会政府や上級の公安機関の指導の下で、共同で専門行動を実施することができる。

第十七条 双方はそれぞれの資源の優勢を発揮し、共同でトレーニングや宣伝、表彰といった活動を組織、実施する。国際的な法執行協力においては緊密に協力し、共同で国際交流関連の活動に参加する。

第十八条 公安部治安管理局、国家著作権局著作権管理司は双方の本規定執行状況に対して共同で監督する。各省、自治区、直轄市の公安機関と著作権管理部門は管轄地域内の執行状況を監督する。

第十九条 本規定は公布日より試行する。